

平成21年第6回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成21年12月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成21年12月15日 9時31分			議長	坂口久信
	閉会	平成21年12月15日 13時25分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	8番	久保 繁幸	9番	末次 利男	10番	山口 光章
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	寺田 恵子		針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	佐藤 慎一		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	江口 司		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	桑原 達彦	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	高田 由夫		
	健康増進課長	松本 太	太良病院事務長	每原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文	太良病院長	古賀 俊六			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成21年12月15日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 決算審査特別委員長報告
- 議案第55号 平成20年度町立太良病院事業会計決算の認定について
- 議案第56号 平成20年度太良町水道事業会計決算の認定について
- 議案第57号 平成20年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 平成20年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 平成20年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成20年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成20年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第3 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第4 議案第74号 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第75号 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第76号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第77号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第78号 平成21年度太良町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第79号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第80号 平成21年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第81号 平成21年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第82号 平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 閉会中の付託事件について
- （追加日程）

- 日程第14 意見書第3号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書
(案)の提出について
- 日程第15 意見書第4号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書(案)の提出につ
いて
- 日程第16 意見書第5号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める
意見書(案)の提出について

午前9時31分 開議

○議長(坂口久信君)

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。
ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長(坂口久信君)

日程第1. 決算審査特別委員長報告。

本件は、去る9月の定例会に提案されまして、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査
を付託しておりました、議案第55号 平成20年度町立太良病院事業会計決算及び議案第56
号 平成20年度太良町水道事業会計決算並びに議案第57号 平成20年度太良町一般会計ほか
6 特別会計歳入歳出決算の認定について、お手元に報告書が提出されております。

本件を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長(末次利男君)

改めましておはようございます。それでは、決算審査特別委員長の報告をいたします。

去る9月の定例議会におきまして、閉会中の審査を付託されました議案第55号及び議案第
56号の企業会計2件と、議案第57号から議案第63号までの一般会計及び特別会計の7件、合
わせて9つの案件を審査するために、11月28日、29日、30日の3日間、本委員会を開催いた
しました。

執行部から町長以下関係課、監査委員の出席を求めて慎重審議をいたしましたので、報告
をいたします。

議事の都合上、初日の28日は企業会計2議案を審査採決し、29、30日は一般会計ほか6つ
の特別会計を審査、採決をいたしました。

計数につきましては、既に監査委員の専門的立場で地方自治法及び地方公営企業法に基づ
き審査、照合され、さきの9月議会に報告されておりますので、本委員会は、決算審査の意
義であります歳入歳出予算を議決した趣旨と目的に従って、適正かつ効率的な執行がなされ

ているか、予算執行によってなし遂げた歳入努力と歳出の工夫によって行政効果や今後の行財政運営上の改善など、予算執行の優劣を重点に審査を進めてまいりました。

初めに、企業会計の2議案についての採決の結果を申し上げます。

質疑終了後、採決に入り、議案第55号 平成20年度町立太良病院事業会計歳入歳出決算及び議案第56号 平成20年度太良町水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

審査の順に、まずは水道事業会計であります。当年度純利益132,412円を計上されておりますが、前年度と比較して952,935円、率で45.69%減少し、給水状況は前年比8戸、84人の減少で、年間有水量も2.07ポイント減少している。

また、施設の整備状況は、陣ノ内地区、古賀・端古賀地区、片峰地区の配水管工事、川原地区水源地整備、杉谷地区給水管切りかえ、量水器取りかえ等々の工事概要であり、有水量率は83.34%、1.61ポイント上昇していることは、改良工事等の努力の成果であると考えます。

人口減少に歯どめがかからず、収益の増加は望めないが、計画的な施設整備を図りながら、良質で安全な水を安定供給する使命を継続するため、業務の効率運営と経費節減に一層の努力を願います。

それでは、審査の過程で述べられました主な意見を申し上げます。

一つ、給水人口の毎年の減少による収益の低下は避けて通れない現状に対し、配管の布設がえ工事等々、経費の増大が予想される。施設全体の中長期的展望に立った調査、改良計画を早急に検討されたい。

一つ、今後、公営企業での収支のバランスは至難のわざと思われる。料金体系等を含めた合理的管理のあり方を研究されてはどうか。

一つ、多良岳山系は名水百選に指定されている。PRとメリットを生かした水活用を考えたらどうか。

一つ、有水量率は83.34%で、1.61ポイント上昇していることは努力の結果である。水道事業を左右することから、県平均87%に近づくよう、さらなる努力を要請する。

一つ、未収金徴収の努力の結果は認めるが、密度の高い徴収はさることながら、給水停止など、実態を見きわめて踏み込んだ対応が公平を期すことから必要ではないか。

以上が主な意見でありました。

次に、町立太良病院事業会計決算について報告をいたします。

太良病院は、平成18年4月オープン以来3年目の決算となり、町民は医療サービスの充実と健全経営への期待で注視されている。地域医療を支える中核病院として、建物はさることながら、最新機器の導入など、2次医療の充実を図ることが求められています。

病院の環境も、全体的に落ちつきを見せる時期であり、収支のバランスを取り戻せる期待と予想の中で、決算の内容は、院内改革チームの努力にもかかわらず、入院、外来ともに患

者の減少に歯どめがかからず、健全経営への道は険しいものがあります。しかし、手術件数の前年比90人増によって、決算額は前年並みを維持しています。

財政面につきましては、診療報酬の引き下げや患者の大病院志向等々、地域医療は危機的状況であり、全国の自治体病院が直面する諸問題は構造的で慢性化しており、健全経営にはほど遠い実態であります。このような状況を踏まえ、総務省の公立病院改革プランの義務づけとあわせて、総務省アドバイザー事業の指摘事項を伴い、抜本改革が望まれます。

病院事業損益計算書では、当年度純損失金130,755,818円、前年度繰越損失金513,465,968円、当年度未処理欠損金644,221,786円となっております。

事業面では、入院患者で1,026人の6.8%減少、外来では1,580人の2.6%減少、訪問看護ステーション70人減、居宅介護支援事業12人増、通所リハビリ事業679人増であります。給与費などの経費増で、訪問事業、介護事業等の病院事業外も3,836,200円の減収でありました。

病院事業会計決算は、歳入予算額に対して223,890,287円減で、歳出決算では102,244千円の減でありました。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の10,898,603円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんされております。

また、患者減数による減益策として、看護体制の見直しや手術件数の増加など努力されておりますが、病床利用率64.4%は目標値にはほど遠く、アドバイザー事業の指摘どおり、経営改革は、経営形態そのものの見直しを含めた原点からの対策が急がれております。

それでは、審査の過程で述べられました主な意見を申し上げます。

一つ、入院、外来とも、全診療科で前年度から2,606人減少、平成18年度決算からは、入院で2,617人、外来で6,055人減少している。収益努力と経営感覚に欠けている。

一つ、ワーキングチームの待遇、収益確保、患者様満足、節減の各チームの活動実態が見えない。各項目の目標を具体化し、計画的行動をとるべきである。

一つ、整形外科による手術件数が大幅に増加している。患者の減少による収益力をカバーしており、さらなる努力を望む。

一つ、良質の医師確保こそが健全経営の近道であるが、全国的に医師不足は深刻であり、至難のわざと思われるが、対策費には適正で最大限の努力を傾注すべきである。

一つ、材料費の執行が多額になっている。薬品、医療器材等の在庫管理の徹底に努められたい。

一つ、新築オープンして3年目で恵まれた職場環境の中で、プラス材料が一つもない。町内患者の約8割近くが太良病院以外を選んでいる。何が不足しているのか。病院内部の自助努力が全く見えてこない。

以上が主な意見でありました。

続きまして、2日目、3日目は一般会計及び特別会計について審査をいたしました。

平成20年度予算編成に基づいた予算措置がなされ、支出が目的どおり適法適正に執行されているか、款ごとに区切って審査をしてまいりました。また、歳入確保に十分努力が払われ、その実績はどうであったか。調定額に対して収入済み額、収入未済額の原因と理由、不納欠損については徴収努力が図られた結果、やむを得なかったのか。中でも、財政運営の基本である町税は、自主財源の63.3%を占め、また、健康保険税は医療の確保と健康増進に不可欠であることから、納税相談、滞納整理はどのようになされたのか。その過程を中心に質疑を行ってまいりました。その結果、一般会計並びに特別会計歳入歳出決算ともに適法に処理されて、適正に運営されていることを認めました。

内容については、平成20年度普通会計における財政指標を示す数値では、経常収支比率2.2ポイント減少し87.3%、公債費についても前年比0.5ポイント下がり11.7%と改善され標準的であり、かつてない経済危機の中で、税収納の落ち込みを踏まえ、国の緊急経済対策や地方再生対策交付金の創設により、歳入では1.5%、歳出では1.4%の増額になっております。投資的経費も、歳出決算額の20%を占め、26.7%の増額となり、住民サービスの向上と景気底上げに一定の効果が見受けられました。

いずれにせよ、自主財源の乏しい本町の行財政運営は、規律を守り、持続可能な町づくりのために、慎重の中にも地域再生に向けた積極的投資の実現に向け、補助金の確保、地方債、財産収入、各種利用料金等々、町の重要な財源を最大限に活用しながら、後年度財政負担を十分考慮した健全運営に努力されるよう願います。

決算の内容については、各会計とも黒字決算になっておりますので、議案第57号 平成20年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 平成20年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 平成20年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 平成20年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 平成20年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7つの議案は、いずれも原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

それでは、審議の過程での質疑の内容を申し上げます。

一つ、常任委員会研修費など、行政課題の必要性、緊急性を考慮した上で、執行部の随行への研修費用の財政措置を研究されたい。

一つ、町税の決算額は、調定額に対して収入済み額で95%、34,032千円の収入未済額となっている。平成16年度から収納嘱託員制度を導入でも収納率は前年比0.1%下回っている。現年度、過年度含めて、税の公平性から最大の努力と手段をもって臨まれたい。

一つ、不納欠損については、町民税で7件、固定資産税では33件、軽自動車税では19件、

合わせて59件、1,652千円となっている。地方税法による時効成立で妥当とは思われるが、時効成立までの努力は万全か。

一つ、ケーブルテレビの加入率が伸びていない。1期事業分の平たん部で58.6%で、2期事業分の山間部で83.6%、全体で61.6%である。町民への情報伝達機能を高めるためには、番組制作、放映内容の充実を図り、残り1,127世帯の未加入促進対策を検討されているか。

一つ、遊休財産への対応が遅い。行政財産として必要か不要かを仕分けた上での民間譲渡など、事務手続を急がれたい。

一つ、事務嘱託員、消防団の部の再編統合について、全体構想を検討されたい。

一つ、学校施設の将来に向けた適正規模、適正配置を踏まえ、耐震工事、校舎改築について、最小の経費で最大の効果を念頭に研究されたい。

一つ、野崎分譲地が10年の区切りである。新たな発想の転換による定住策の研究が必要である。

一つ、汚水処理率は県下で下位にある。早急な推進策が望まれる。

以上が一般会計での主な意見でありました。

次に、特別会計であります。山林特別会計につきましては、山林資源の育成、保護が主に運営されている。今後とも担い手の育成と雇用の創出と同時に、ブランド化と温暖化対策に向けた緑資源の活用など、一層の努力を望みます。

老人保健特別会計につきましては、平成20年4月1日から後期高齢者医療が始まり、平成22年度までの経過措置になっております。

後期高齢者医療につきましては、新たな制度であり、対象者は75歳以上で、県単位の運営母体であり、町は窓口業務で、保険料は所得に応じた4段階になった徴収事務となっております。政権交代で制度の廃止が公表されており、今後の行方が不透明であります。

国民健康保険特別会計は、国民皆保険の中核として、医療の確保と健康の保持増進に必要な制度であります。高齢者医療費の増大と景気低迷による保険料の減収で、基金からの多額の繰り入れで維持され、深刻な財政状況であり、各種保健事業の受診率向上に努められ、医療費の抑制に一層の努力を要請いたします。

漁業集落排水特別会計につきましては、87.8%の接続率で、高水準ではあるが、加入促進と維持、管理費の節減にさらなる努力を要請いたします。

簡易水道特別会計につきましては、安全な水を安定供給することで、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与しています。太良町の地形上、13施設の維持、管理は大変であり、大浦地区ポンプがえ、喰場地区、牟田地区、平野地区、田古里地区など改良工事が実施されていますが、老朽化による整備計画と財政計画を検討されるよう一層努力を望みます。

以上が特別会計の状況であります。

平成17年度を初年度とする行財政改革プランの4年目である20年度も、町単独補助金など、

原則毎年1割カットが英断され、一般会計総予算では前年比1.9%の減額予算でありましたが、決算の状況は国の緊急経済対策によって国庫支出金、県支出金の伸びで歳入歳出ともに前年度を上回る結果となっております。

国政においては、歴史的な政権交代が現実になり、これまでの政治のあり方が変わろうとしております。行政刷新チームによる、まさに乾いたタオルを絞るような事業仕分けがメディアで報道されております。

太良町でも、税金の使い方を決める予算の意義と、執行された結果を予算に照らして検討し、後年度の財政運営に役立てることが決算の重要な意義であります。

決算は単に認定して終わりではなく、その結果を町の将来の健全化と適正化に役立て、町づくりの将来展望に道筋をつける大事な意義を再確認されるようお願いまして、決算審査特別委員長の報告といたします。

○議長（坂口久信君）

決算審査特別委員長の報告は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので質疑を終了いたします。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

ただいま各会計の委員長報告は認定する旨の報告であります。

最初に、議案第55号 平成20年度町立太良病院事業会計決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第55号 平成20年度町立太良病院事業会計決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第56号 平成20年度太良町水道事業会計決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第56号 平成20年度太良町水道事業会計決算の認定について、本

決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号 平成20年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第57号 平成20年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第58号 平成20年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第58号 平成20年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第59号 平成20年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第59号 平成20年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第60号 平成20年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第60号 平成20年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第61号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第61号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第62号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第62号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

最後に、議案第63号 平成20年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第63号 平成20年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

したがって、すべての会計が委員長報告書のとおり認定されました。

去る9月の定例会で各常任委員会への所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について報告がなされております。

これより常任委員長の報告に入ります。

日程第2 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第2. 経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（山口光章君）

おはようございます。平成21年9月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査について、経済建設常任委員長の報告をいたします。

本委員会は、去る11月26日から28日までの3日間、広島県の大崎上島町と山口県下関市の唐戸市場を視察研修いたしました。

初めに、大崎上島町についてであります。大崎上島町は、瀬戸内海の中央に位置し、大崎上島本島と大小約20の島々によって構成され、面積は43.28平方キロメートル、地形としては、尾根が海岸線まで迫る瀬戸内の離島特有の地形を形成しているため、急傾斜地が多く、平地部が少ない地形で、平地部の多くが干拓地でありまして、気候の面では、年間を通して比較的過ごしやすい瀬戸内海式気候で、温暖少雨で夏季の降雨量が乏しいため、干ばつの被害を受けやすいところであります。

また、大崎町、東野町、木江町、この3町が平成15年4月1日に対等合併し、大崎上島町が誕生しております。人口は、9月末現在で8,763人、4,411世帯で、高齢化率は42%と、ちょっと高い傾向であります。ピーク時の昭和25年には、旧3町で2万4,277人を有しておりましたが、近年、主要産業であります農業、漁業、海運業、造船業の不況などにより、急速に人口が減少し、過疎と高齢化が進んでいる状況であります。ちなみに、町の花がパンジーで、町の木がミカンということでした。

ところで、今回の視察の目的は、小型合併浄化槽の取り組みと、どのようにすれば幾らか

でも普及率が伸びるかということでもあります。

全国平均の普及率については、平成17年度61.1%、平成18年度64.2%、平成19年度67.1%、平成20年度では68.9%と割合伸びており、太良町におきましては、平成17年度が21.4%、平成18年度23%、平成19年度24.2%、平成20年度25.6%と幾らか伸びてはいるものの、全国の平均から見ますといま一つと、そのように感じております。

ここで、大崎上島町での生活排水処理設備の基本方針を挙げてみます。

一つ、人口密集地域においては、基本的に集合処理施設を整備する。

一つ、分散して立地している家屋については、個別処理による合併浄化槽の設置を推進する。

一つ、単独浄化槽を設置している家庭については、個別状況を勘案しつつ、集合処理施設及び合併処理浄化槽の整備への転換を推進する。

一つ、合併浄化槽設置整備事業を今後推進することとする地域は、公共下水道の認可区域外と農業集落排水及び漁業集落排水の処理計画区域外など、その基本方針に基づき実施されておりました。

ここで太良町と大崎上島町の汚水処理人口普及率を比較してみますと、太良町においては、平成20年度の25.6%のうち、漁業集落排水が714人の6.8%、合併浄化槽については1,962人の18.8%、合計2,676人の25.6%であり、大崎上島町は、特定環境保全公共下水道が759人の8.6%、農業集落排水が369人の4.2%、漁業集落排水が326人の3.7%、合併浄化槽が2,054人の23.5%、合計3,508人の40%と、なかなか普及率はどこも伸び悩む傾向にあると感じました。

しかし、補助金については、5人槽で594千円、6人から7人槽で657千円、8人から10人槽で873千円を補助されており、太良町では現在、5人槽で332千円、6人から7人槽で414千円、8人から10人槽で548千円となっておりますが、町単独の上乗せ補助を実施されるということで、普及率にある程度の期待が持てるような気がいたします。

また、上島町では、くみ取りの場合は各家庭が自由に委託してくみ取りをできるシステムであり、何もトラブルがないということでした。

とにかく、川、海のある町にとっては、その環境が最も大切であり、町民の理解を得ながら浄化槽の普及率のアップに力を注ぐ必要があると、そのように思えた視察でありました。

次に、山口県下関市の唐戸市場であります。この市場は全国でも最もユニークな市場として存在しております。

交通のかなめとして古代として栄えてきた唐戸周辺は、明治に入ると海外貿易の拠点として隆盛、各国の領事館や外国商社の代理店、銀行などが軒を連ねる町並みが形成されてきました。

現在の唐戸町は、港湾機能強化を目指して1894年から1896年、明治27年から29年に行われ

た唐戸湾の埋立工事によって生まれました。人が集まるところには物が集まり、明治42年の唐戸路上での野菜、果物の販売の公許に続いて、大正13年に唐戸魚市場が発足し、昭和8年には、現在の唐戸市場のもとになった魚菜市場が開場、昭和51年には食料品小売センターの開業、昭和54年には地元生産者を中心として唐戸朝市がスタートして、平成7年4月から唐戸市場朝市が始まりました。このように、歴史の深い市場であります。その後、施設の老朽化もあり、平成13年4月に新築移転し、現在に至っております。

開設者は下関市で、入場者数については、平成18年度が約123万人、平成19年度が約136万人、平成20年度が約137万人と年々ふえ続けており、その連日の集客の風景は、今の不景気を忘れさせられるような繁盛ぶりで、何でこのように人が集まり、にぎわっているのか不思議でなりません。人が行き交う足場もないような状態で、それが連日、非常にうらやましい限りでした。太良町にもたらふく館などの施設がありますが、これを第一歩として発展させていく必要があるのではと思いました。

市場、市民の理解と協調性に感心しながらの視察であり、人が集まり、物が集まり、一つの慣習に基づいて成り立つことが、その歴史をつくり上げてこれたのだなとつくづく考えさせられました。

これをもって経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で経済建設常任委員長の報告は終わりました。

日程第3 総務常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第3．総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（末次利男君）

議長の命により、去る9月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査について報告をいたします。

平成17年7月までの合併特例法で全国自治体の再編が行われましたが、合併と自立、それぞれの選択がなされ、行財政改革プランの策定によって、持続可能な町づくりを目指してから5年目の最終年度を迎えるに当たり、財政状況が非常に厳しく再建団体寸前での自立を選択した町、条件の悪い不便な地域性を逆手に取って創意工夫によって地域再生が話題になっている町、本委員会は両町における行財政改革と町づくりをテーマに、四国は阿波踊りの里、徳島県の勝浦町と上勝町を11月4日から6日までの3日間視察いたしましたので、その研修内容を報告いたします。

まずは勝浦町であります。徳島県の南東部に位置する面積69.8平方キロメートル、人口約6,200人の町で、美しい風景と自然に恵まれた温暖な気候であり、山すそに開けたミカン畑は、古くから阿波ミカンの発祥の地として知られ、東西に流れる勝浦川両岸の山腹に広が

る栽培地は、徳島県の主要産地として名声を博したところであります。

町村合併については、財政条件が悪化していたこともあり、隣接の小松島市との協議がなされたようですが、条件が悪く、最終的には住民アンケートにより断念し、自立による町づくりを選択され、1年前倒しの平成16年度には、どのような町づくりをするのかを中心にプランの計画、実施がなされたようです。

当時の状況は危機的内容で、このままでは再建団体への危機感もあったように、財政力指数0.21、公債費比率22.5%、経常収支比率94%、地方債残高は49億円、基金残高が1,140,000千円になった原因は、急激な社会インフラ整備による投資的経費の増大によって、地方債の伸びと基金の減少、町営による箱物整備による維持、管理費の増加が財政を大きく圧迫したことが改革を後押しした理由であり、職員の採用自粛、町営によるごみ処理場、保育所、特別養護老人ホームの民営化等々、平成20年度普通会計の決算では、経常収支比率81%、公債費比率13.5%となっており、それぞれ13ポイント、9ポイントと大幅な改善がなされたようです。

勝浦町における行財政改革プランは、全国自治体と策定背景は同じで、国の地方制度調査会の答申を受け、自己責任、自己決定の原則の徹底による地方分権改革推進に基づく補助金、税源、交付税の見通しの三位一体が基軸であり、住民自治と団体自治を担える地方分権時代の基礎的自治体となり得る規模と能力の充実強化をもとに、住民自治の原理、補完性の原理、持続性の原理に向けた効率で住民と協働でつくる町を目指した行政システムが目的であると思います。

今後の問題点としては、公営企業の健全化、小・中学校、保育所の統廃合、1次産業の振興等々課題は多く、中でも農業再生は対策が見えない状況とのことであります。

昭和50年から農家戸数は半減しているのに対し、専業農家戸数は増加しております。予算的には歳出予算の6.8%と少ないながらも、補助金に頼らない、それぞれ自立した営農意志が根づいているようです。

また、2つの有床病院を経営されておりますが、公債費のみの繰入額での健全経営と、医師不足もあり、非常勤医師による不便さは、住民との話し合いで当たり前になっているとのことです。

これからも町づくりの方向性を定め、行財政改革が全体的随所に必要な説明でありました。

次に、上勝町であります。昭和55年に2つの村が合併した町で、面積110平方キロメートル、標高100メートルから700メートルに位置しており、85%が森林に覆われた人口約2,000人の町で、四国で一番小さな町であります。徳島市から南西に車で約1時間、勝浦川上流の山肌に55の集落が点在する町で、平地が少なく、日本棚田百選にも選ばれた美しく整備された棚田を有しております。

かつて、林業王国とミカンが生計の中心でありましたが、安い外材に押されて木材は売れ

ず、ミカンについては、昭和56年2月の氷点下13度の猛烈な寒波に襲われて、ほとんどが枯れる大被害に遭ったそうです。

昭和55年に6,265人の人口も、平成17年には2,000人を割り込み、人口の半分は65歳以上という超高齢化の町となり、町民の生活も町の存続をも危うくなりかかった事態を救ったのが、1人の農協職員による着眼であります。それは、和食の料理に季節感を演出する葉っぱでありました。

創意工夫を凝らした事業を打ち出し、地域活性化に努める自治体に顕彰される「毎日地方自治大賞」最優秀賞に「いっきゅう彩の里かみかつ」で受賞された町であります。

葉っぱビジネスが光ファイバーを導入したIT化で事業拡大が進み、さらにごみゼロ宣言、アートプロジェクトを新たな課題と地域おこしとして取り組み、視察団が全国の自治体や海外から訪れる町に変貌して、2,000人の町に4,500人が殺到しているそうです。私たちの視察日も約100人の合同での研修でありました。山深い過疎の町で始まった取り組みは、IT化によって都市と山村の情報交換ができることで、彩事業の可能性が一気に広がりを見せています。農家が市場分析を行い、今必要とされる商品を市場に出荷し、だれの商品が幾らで売れて、手取りは幾らですとパソコンに映し出されます。まさに競争するシステムが構築されているようです。80歳を超えたお年寄りさんが、パソコンを操作して情報を受け取り、目標を持って日々取り組まれておられる結果、年収10,000千円を超える人も珍しくないほど、生き生きと楽しく頑張っておられます。「いろどり」の本に、94歳のおばあちゃんがはしごに登って葉っぱをとられている姿は、はちきれんばかりの笑顔で、上勝に生まれてよかったと言える町になりましたと書かれております。

上勝町は、小さくてもきらりと輝くオンリーワンを持つ農山村となるよう、自立と持続可能な町であり続けようと努力され、日本初の全国7つの町村で「日本で最も美しい村連合」を設立され、一休さんのように知恵を出した小さな町の大きな挑戦が続いております。

異常寒波によって農業が壊滅的打撃を受けたことを契機として、町づくりとは何か、町の活性化とはの課題に対し、結論として、次代を担う若者定住と位置づけ、農家はもちろん、町、農協、普及所が一体となって取り組んだ結果、彩農業初め、株式会社上勝バイオ、株式会社かみかついっきゅう、株式会社ウィンズ、株式会社もくさん、株式会社いろどりの第三セクターで総売り上げ1,024,700千円、133人の雇用創出がなされ、新しい産業による定住を誘導するのに生かされているそうです。

1Q塾や1Q運動会による人づくり活動など、地域産業振興や町づくりに視察団も毎年増え続けています。持続可能な地域社会づくりを目指して、森林・農地適正管理条例、ごみの資源化、バイオマス事業などなど、全国的に注目を集めています。

上勝町における集中改革プランも、平成17年度から21年度の計画期間で、最重点目標を次代を担う若者定住と持続可能な地域社会づくりを一体的に位置づけた最終年度になりますが、

思い切った事務事業の見直し、再編統合、整理、廃止の目標を掲げ、大胆な実行をもとに実績が上がっているようです。

1枚の葉っぱが町を救うという話題性だけではなく、小さな町が生き残るために、大きな目標を掲げて知恵を絞った地道な活動が実を結んだ取り組みは、住民の参加意識と自信が出たことが一番大きく、地域づくりは住民が基本で、行政のバックアップの仕方こそが活性化の秘策であることを感じました。

岩島町政もはや3年になりますが、難問山積が続いている今日であると思います。立候補のあいさつに、人の輪と知恵の輪を強調されました。まさに地域再生は行政、議会、住民が一休さんのように知恵を出し、心を一つにして進むことが基本であることを改めて学びました。

今回の視察研修は、議会に籍を置く者としての原点と資質を高めるのに十分なトレーニングができたと思います。

今後の議会活動を通じて、町づくりや地域活動の一助になることを期待して、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第4 議案第74号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第74号 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（見陣泰幸君）

新旧対照表にあります1ページの第3条の(3)に「継続して入院等をしている」と、旧のほうには「等」がついていなくて、新しく「等」を入れてありますけど、この「等」についてどういう意味があるのか、説明を求めます。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えをいたします。

第3条の第3号の分ですね。「入院している」というところを「入院等をしている」とい

うことで「等」が入っております。これは高齢者の医療の確保に関する法律で、「入院」から「入院等」に変わっております。内容は、病院の場合は入院といいますけれども、そのほかに障害者関係施設、あるいは老人ホーム、特養関係、介護保険施設関係が入所、あるいは入居と申します。ですから、これを合わせまして「入院等」になっておりますので、今回改正をいたしているところでございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

議案第74号ですけれども、政権が交代して、太良町だけじゃなしに後期高齢者の医療に関する問題が幾らか関連してくるのではないかと思いますけれども、そこら辺はどのようにお感じでしょうか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

政権党が交代をいたしまして、今後変わってくるということで、もう既に厚生労働大臣のほうから3年後には廃止ということで明言をされております。ですから、この後期高齢者医療に関しましては廃止の方向に進んでまいります。なお、この後の保健医療に関しましては、国保に入るのか、新たな制度がつけられるのか、まだ不透明でございまして、ただいま本省の厚生労働省のほうで委員を募って会議が開かれているところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第74号 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第75号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第75号 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

それでは、この法定外公共物の管理に関する条例ということで、現行と改正と両方載っておりますが、まず4ページのほう、これは頭のほうに太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正するとなっておりますが、これは太良町には道路占用料徴収条例とあって、これとほとんど似たような条例が多分あると思います。その中で、例えて申しますと、電柱の借り料とかそういうのは、この道路占用料徴収条例の中では1種、2種、3種と分けて、1種が770円、2種が1,200円、3種が1,600円ということで載って、今度、この公共物の管理に関する条例で改めて、これを大まかに電柱類は1,200円とか、電話柱類は690円というふうになっておりますが、道路占用料の徴収条例の中にもこれとほとんど似たような、重複するような内容になっているんですが、これは両方で運用していくのか、それともどうなっているのか、ちょっとそこら辺を説明お願いいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

法定外公共物の中の里道については道路占用料徴収条例を準用いたします。そして、水路等につきましては法定外公共物ということで、この690円とか1,200円、この分の単価で占用料を徴収するということでもあります。

○5番（牟田則雄君）

ちょっと今の説明がわかりにくかったですね。これは別々の、そしたら今度出されているのは新しく、これは今まで公共物の管理に関するところには載っていなかった内容ですね、多分。それで、さっきも申しましたとおりに、これはほぼ同じ内容になっています。そして、下のほうも暗渠とか円管、こういうのも大体こっちの占用のほうと一緒にしているんですが、そしたら、これは道路の種類によって、道路占用料の徴収条例を適用するか、公共物の管理に関する条例を適用するか、両方使い分けていくということですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

現行の法定外公共物の管理に関する条例の中で、占有許可を受けたものは、太良町道路占用料徴収条例を準用するという規定がありますけど、これにつきましては道路占用料徴収条例については町道の分です。法定外公共物の中の里道、道路につきましては、この道路占用料徴収条例を準用するというふうな規定しかありませんでしたので、今回、水路等について、道路は道路法に基づいてこういう占用料徴収条例となっております。法定外公共物につきましては、里道につきましては道路占用料徴収条例を準用しますが、水路等につきましては道路とまたそれぞれ機能が違いますので、すべて該当するケースが出てきませんので、水路等について、今回新たに占用料の額を定めたものであります。

なお、道路占用料徴収条例の中で、1種、2種、3種と分かれておりますけど、これは太

良町につきましては、すべてこの法定外の単価と同じ扱いをしております。電柱につきましては、第2種の電柱の単価を取っております。電話柱につきましては、第1種の単価を取って、道路占用料徴収条例を徴収しております。今回は、法定外公共物の中で水路等についての単価を定めたものであります。

○5番（牟田則雄君）

水路に当たっては、太良町は公有水面利用条例は特別には定めはないですね。すべてこの法定外の公共物の管理に関する条例で運用していくということですか。そしたら、水路に関するとは主に河川法が中心になっていくということですね。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

河川法は2級河川までが河川法の適用になります。河川法につきましては、占用の許可に関する規定が道路法と違いまして、占用許可できる物件というのが明記されておられません。というのは、やっぱり河川というものは道路と違いまして、もともと河川の上の占用というのは考えられておられません。例えば、護岸敷等については河川法で許可ができるような形になっております。このため太良町においては、公有水面占用の徴収条例というのは今までありませんでしたので、管理というのは特に行っておられませんでした、もともと国有財産であったということもありますけど。今回、水路について、この法定外公共物に占用料の規定を設けまして、これに基づいて町が管理する河川、水路等については、この法定外公共物で今後運用していくということになります。

○議長（坂口久信君）

よかですか。

○8番（久保繁幸君）

それでは、8ページの備考の欄ですが、この表に定めないものというのはどのようなものが考えられるのか、その辺の御説明を。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

どういうものが考えられるかと、私もどういうものがあるのか、ちょっと今思いつきませんが、いろんなケースが出てくると思いますので、とにかくこの表に当てはまらないものについては、ケース・バイ・ケースで対応していきたいと思っております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

それで、この占用料を今度から新設されましたんですが、この占用料で年収どれくらいの金額で見込みをなされているのか。今、センサスとかなんとかでお調べだと思うんですが、どれくらいの収入があるのかを検討されておりましたか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

平成20年度で行いました占用物件の調査の1,900カ所の内訳の中で、占用料の徴収の対象となる件数が380件ぐらいだと思っております。この調査につきましては、箇所、それと占用の構造、それと延長については調査結果が出ておりますけど、面積については調査には入っておりませんでしたので、今度、占用許可申請を出してもらうときに申請者の方から面積等が出てくると思います。それで、額については、今どれくらいというのはちょっと今のところ全然考えておりません。

それと、380件の中でも里道、水路としての機能を必要としない箇所があると思います。そういうところについては、払い下げをしてもらうような手続を、また圃場整備等で建てかえがされているようなところもあると思いますので、そういうところには建てかえ申請をしてもらうと。そういった件数につきましても、実際うちのほうでは380件ぐらいの中にどれくらいあるのかというのも今のところ把握しておりません。それで占用料については、ちょっと今のところ幾らというのは考えておりません。

○9番（末次利男君）

ただいまの説明の中で大体わかりましたけれども、今回、権限移譲あたりで町に移管されたということで、実態調査というのはされておるわけですね。そういった中で今説明があったように、払い下げなり、建てかえなりという状況が出てくると思いますけれども、当然、その中には不法占用の中で撤去をせざるを得ないという物件があったんではないかという可能性はあるわけですよ。そういった物件は何件ぐらいあったのか。それはどういうふうな状況なのか、教えていただきたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この占用物件の内訳件数を一般質問の際にも大まかな数字を申し上げておりましたけど、その内訳を申し上げますと、細かく分けた内容ですけど、農地の利用上必要な施設等が1,050カ所、家屋から道路に出入りする通路が310カ所、それと家屋が30カ所、家屋以外の建物、倉庫、小屋等が90カ所、それと資材置き場等が大体70カ所あります。この資材置き場等につきましては、水路の上に板を乗せたり、鉄板を敷いたりして、その上を物置き場という部分にして利用されている方があります。そういう物件につきましては、今回、申請書の案内を出すときに、撤去できる分については撤去してもらいたいと考えておりますけど、その件数については、ちょっと今細かい資料を持ってきておりませんので、把握しておりません。

以上です。

○6番（川下武則君）

これには、もし不法占拠してお金を払わないときの罰則は書いていないですけど、罰則は

あるんですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今回、一部改正の中で、改正の内容では入っておりませんが、現行の中に過料というような項目がございますので、これによりまして不正な方法により占用料徴収を免れた方につきましては、上限50千円ということで載っておりますけど、そういう金額を今後課していくことになると思っております。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この中で大体、河川法の3条の中に入っている既存をしたものとか、建築物はつくってはならないというこの原則は守っていかれるわけでしょう。

○建設課長（川崎義秋君）

今後、新規にこういう占用の申請が出た場合は、もう厳正に取り締まって、この運用をしていきたいと考えております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第75号 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第76号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第76号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（見陣恭幸君）

指定管理者で2件ありますけど、前回と聞いたほうがいいと思いますけど、前回と比較して管理料が下がったのか、上がったのか、まずそれを質問します。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

管理委託料につきましては、議会の御承認の後に協定書に基づき正式には決まることにな

っておりますが、申請者の方から御提案をいただきました管理委託料については、若干前回と比べたら下がっております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

町民福祉センター、今まで3年だったんですかね。町から見て、今まで3年間運営してこられて、町としてメリット、デメリットがあったと思うんです。その辺のことは、どういうものがあったのか、まずお尋ねいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず1点目は、行政の事務量の軽減ということで、仮に3分の1にといたしましたら、その分、新たに地域包括支援センター等が、介護保険法の一部改正で町民福祉課のほうにできておりますので、そちらのほうに人員、あるいは事務を回されるというような効果があったと思っております。

それからもう1点目、施設の運営についてでございますが、おかげさまで施設の利用者が平成18年度から比較しますと、平成19年度、平成20年度と順調に増加をいたしております。このことは、指定管理者さんがいろんなしお祭というお祭りを年2回開催されたり、いろんなりサイクルポスの設置とかというようなことで、利用者増に努めていただいたおかげだと考えております。

以上です。（「デメリットは何か」と呼ぶ者あり）

お答えをいたします。

デメリットについては、今のところ特段ちょっと思い浮かばないというのが実情でございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

いいところばかり出てきたということですが、このたび1件だけの社会福祉協議会の指定になっておりますが、今後の町としての改革の要望等々はございませんか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

多くのお客様が来館をしていただきますので、事故等はつきものでございます。幾らか事故とか盗難等も発生をいたしておりますが、その時点でスピーディーに対応していただいて事なきを得たというような状況が幾らかございますので、さらに施設の管理の安全性とか、お客様の安心・安全に向けてさらに頑張ってくださいよう、今後、協定をするときには協議をしていきたいなと考えております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

今回も指定の団体が社会福祉協議会、太良町の社協だけになっておりますが、ほかの業者の応募はなかったわけですかね、今度。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

応募の経過について若干御説明をいたします。

応募期間が10月13日から11月9日の間でした。募集については、役場の前の掲示板への公示とか、ホームページへの掲載、それから町報「たら」への掲載、それと各戸配布へのチラシ回覧において募集をいたしました。問い合わせが4件あっております。まず、太良町の社会福祉協議会です。それから、特定非営利活動法人ゆたたり、それから、株式会社NTTファシリティーズ九州佐賀支店、それから町内の海田壽氏、以上4件あっております。要項とか仕様書等をお渡ししましたが、期限までに申請があったのは太良町の社会福祉協議会1件だけというような状況でした。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第76号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第77号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第77号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

これも太良クリーンセンターが火葬場を引き続いて入札されたと思いますけれども、実際私が一番感心するのは、このクリーンセンターの会社自体、とにかくボランティア半分以上の功績を残しているわけですね。それは目に見えるものであって、要するに環境関係ですか、花を飾ってみたいですね、とにかく自分の委託された指定管理者の義務を十分に果たしておられる会社だと私は想像がつくわけでございます。皆さんはどのように受けとめられて

いるか、そういった自分の業務を大事にしてくれる業者がこの先ももっともふえてほしいと、そのように思うわけでございますけれども、そこら辺は町長、どのようにお考えでございますか。

○町長（岩島正昭君）

今、議員おっしゃるそのものでございます。日曜日もごみ処理も休みの期間中も各職員さんが出向いて缶拾いもなさっております。それと、あそこの陣ノ内のドライバー休憩所は便所の管理だけですけども、あの一帯に花を植えたり、ごみ焼却もしていただいて、本当にこのクリーンセンターには頭が下がる思いでございます。今後も、こういうふうな団体が極力クリーンセンターを見習って、指定管理者を指定する以上、そこら付近もこういうふうな業者もいるということを皆さんたちに周知をして、極力、太良町の美化運動に御協力くださいというふうなことを申し上げたいと思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

今回、この太良町への火葬場の指定管理ですけども、先々のことだと思いますけれども、要するに値段的なものですか、そういうことはまだ一切白紙の状態ですかね。新しい火葬場ができたときの予想というか、計画ですか。こういう言い方は失礼ですけども、例えば、1体何ぼで焼くのかとか、使用料の見直しとかいうことも十分考えておられるだろうと思しますので、そこら辺の計画があったら教えていただきたいと思えます。というのは、やはり新しい火葬場ができた場合は、飯田、七浦、浜、鹿島とそういうふうな近辺から利用できるような使用料をなさっていただいて、要するに武雄まで行くのにも都合のいいような火葬場であってほしいと思うわけですよ。だから、太良で年間百何体か火葬をされるわけですけども、実際それ以上の伸び率ができれば効果的ではないかと思えますけれども、そこら辺はどのような計画がなされておりますか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

その件につきましては、火葬場の建設検討委員会の中でも委員の皆さんたちには値上げの件についてはお願いをしております。新年度でオープンしたと同時に、料金の改定ということで、今うちが1体5千円でございます。それを幾らか値上げをしたいということと、今、太良には2炉ございますけれども、3遺体が同時発生した場合は、白石の須古のほうの火葬場に行っておられますけれども、あそこがたしか25千円ですかね、そのくらいと思えますから、一応太良町から向こうにおいでになって、火葬で25千円お払いになって、差額の分については町から支給をしていると。だから、25千円ならうちは5千円出すから、20千円については町内の方にお支払いをしているという状況でございます。

今後、恐らくこういうふうな新しい火葬場ができますと、全協でも申し上げましたとおり

に広域農道沿いにそういうふうな各大浦とか伊福の方、行っていただくということを思っておりますけれども、恐らく今太良は斎場が、鹿島までぐらいは太良町の方が行っておられますですね。だから、恐らく鹿島か浜ぐらいまでは、場合によっては、申し込みがあれば、余裕があれば受け付けをしたいと、町外もですね。その分については幾らか若干の開きをお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

委託料の件なんですけど、委託料が当初予算8,400千円今年度上がっておりますが、22年度には供用開始というような、この前一般質問のときのお答えをなされておりましたが、広さ等々何十倍ということになりますけど、この委託料の変更はどのように予定されておられるのか。そのままでいいのか、その辺伺いたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

新火葬場になりますと、協定書とも中身の変更が出てくるかと思えます。その時点で22年度につきましては、従来の8,400千円、今3年間お願いしておりますけれども、その金額ではお願いするとは考えております。新火葬場が供用開始始めまして、23年度になりますと、そこで見直しが出てくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第77号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第78号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第78号 平成21年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

まず、最初の歳入歳出予算の追加が135,490千円となっておりますが、この中で、その中の113,000千円相当が基金積立金になっていると思います。19ページの一番下のほうですね。ということは、これは差し引き21,703千円の実質補正になっているということで理解してよろしいのか。それと、この113,000千円という基金は、交付金の増額149,287千円、この交付金の中で、これは基金に積み立てしなさいという、そういう性質の交付金の増額なのか、それとも、事業計画がまだなされていないので差し当たってこの基金に積み立てられたのか。それと、この公共施設整備基金というのは、もともと平成20年度の決算のときに863,122千円にこの113,653千円をプラスした976,775千円になるのか。この3点をお聞きいたします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

今回の補正が135,490千円ということで、そのうちの公共施設整備基金が113,653千円の積み立てということでございます。残りが21,837千円ほどになろうかと思えますけれども、その分につきましては、ここに掲載しておりますように、いろんな人件費等も含んだところで補正をいたしております。ということで、この公共施設整備基金につきましても、当然、今回の補正の対象ということで、単純にその分を差し引けば、そういうようなことになろうかと思えます。

それと、公共施設整備基金につきましては、特段、地方交付税等はそういう公共施設整備基金等に積み立てるようなことで算定をされているというわけではございませんで、当初見込んでいた以上に交付税が算定されて、今回、想定以上に交付された分を全額補正するというようなことでございます。

あともう1つ、済みません、3点でしたよね。（「最後はね、公共施設の……」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

ちょっと待ってください。ちょっと、座んしゃい。

○5番（牟田則雄君）

最後はこの公共施設の積立金ですよ、基金の総額が平成20年の決算時で863,122千円となっていたのが、今回のとを積み立てをプラスした976,775千円にしてよろしいのかと、こういう理解でよろしいのかという質問をしたわけです。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、前年度の863,122千円に今回の113,653千円を積み立てた額で、こちらの把握している数値では976,919千円の平成21年度末の残高になろうかと思えます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この交付金の増額の分は、大体今のこの厳しい時代ですので、何か町の振興のために使いなさいという趣旨の交付金の増額じゃないわけですか、どうですか。

○財政課長（大串君義君）

地方交付税の趣旨が、基金財政需要額ということで算定をされるわけですが、それに基準財政収入額を差し引いて、差し引いた不足分を各自治体に配分するというふうなことでございますので、特段、市町村によって財政状況がいろいろありますので、ちょっと一概には言えませんけれども、総じて財源不足に対応する分を交付されるというような趣旨で配分をされておりますので、そういう意味では地方の振興のために使うというようなことではございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

25ページの委託料の新型インフルエンザ接種委託料と新型インフルエンザ接種費用助成金、これについての説明をお願いします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

25ページの新型インフルエンザ接種委託料と負担金補助及び交付金の助成金ですかね、お答えをいたします。

この接種委託料は、新型インフルエンザのワクチンの接種をする場合に、非課税世帯と、それから生活保護世帯の方が無料になっております。この分が、人数が、委託料が1,300人の6,150円、これは2回接種で6,150円と決まっておりますので、その金額の7,995千円を計上させていただいております。

それから、負担金補助及び交付金ですが、これは既に接種をされて、本当は役場に来られて非課税証明を取られて、それから病院のほうにその証明書を持って行かれると無料で受けられますけれども、自分が非課税世帯とかなんとかわからずに行かれた方がおられると。そういうことで、これは助成金ということでの償還払いです。これが、人数が約200人の6,150円で1,230千円の補正をいたしております。

以上です。

○3番（平古場公子君）

学校のほうでも学級閉鎖とか学年閉鎖とかございましたけど、現在の状況はどのようなか教えてください。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えをいたします。

学校のほうでも非常に感染が広がって、12月11日現在で、ちょっと感染状況を述べさせていただきます。多良小学校が生徒329人のうち感染者が162人、49.2%、大浦小学校が生徒

徒数278人のところに感染者52人、18.7%、多良中学校が生徒数165人のところに感染者50人の30.3%、大浦中学校が生徒数182人のところに91人、50%ということで、全体的に954人のうちに355人が感染をいたしております、率は37.2%と約4割近くの子供たちが感染をいたしております。

なお、子供に比べて大人のほうはそんなに感染はしておりませんが、最近、徐々に大人のほうも出てきている状況でございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

現在、小学校3年生までが予防接種の対象になっていると思いますが、4年生以降も予防接種があると思いますが、既にかかっている人は予防接種はせんでいいのか、それとも1回かかっても、またするからしたほうがいいのか、そこら辺の判断が私たちはとてもわかりづらいんですけど、わかったら教えていただきたいんですけど、院長どうでしょうか。

○太良病院長（古賀俊六君）

お答えします。

厚生労働省の通知では、かかったらそれで抗体はできるから、再度ワクチンをする必要はない、そういう通知が来ております。新型と通常の季節型で抗体が違ってくるわけですけど、今、A型でかかっている人はほとんど新型だろうということで、季節型のははやっていないという判断で、そういう通知になっていると思っています。

○11番（下平力人君）

今の関連ですけれども、予防接種のやり方が、疾患を持っている人は先にとか、あるいは何歳から何歳までというような分け方をされておりますけれども、これは空気中感染ですから同じ家族の中でそれにかかると、どうしてもかかりやすいということがあると思います。そこら辺の年齢的な仕分けであるとかなんとかを別の日にやるというのは、ちょっと私は不思議でならんわけですよ。ですから、もちろんいろいろ事情はございませうけれども、そこら辺をもっと一律的にやればいいんじゃないかなという思いがしますが、そこら辺どうなんでしょうか、専門的な考え方として。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

一律というのは集団接種のことと理解してよろしいですか。済みません。ちょっとわかりにくかったんですけど。

○11番（下平力人君）

一律というのは、例えば、行政区であるとか、そういうふうな年齢を制限しなくて、いわゆるここは一緒にあるんだ、ここは何月何日にやるんだという方法を取りながら進めていき

ませんと、流行はするわけですね、感染をするわけですよ。そこら辺をどういうふうな考え方で、これは予算といわゆる予防接種に足りない部分や不足する分野があるものですから、そういうふうな形で年齢制限であるとか、疾患を持った人を最初やるとかというふうに分けてあるのかどうか。そして、その辺をやはり改善していきませんと、なかなか感染は広がっていくと。何ら予防接種しても家族には感染していくんじゃないだろうかという疑問があるものですから、お尋ねをしておるわけです。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

確かに下平議員言われるように、一律で、例えば家族がかかれば、みんなが打てれば一番よかったですけれども、一番の問題点はワクチンの数です。このワクチンの数が全然一定していないものですから、国のほうは優先順位を決めてワクチンを獲得した順にやっていくと。一番最初は医療従事者ということで、これは11月2日から始まりました。2回目が基礎疾患のある方、これは重篤な方なんですけれども、11月16日から。それから妊婦さんと、1歳から就学前の子供たちが同じく11月16日から始まっております。それで、11月17日から小学校4年から小学校6年、それと、中学生、高校生、これは一部3年生なんですけれども、入試の関係がございますので、前倒しをしてやっていくと。ここ、大体は当初の計画では来年ぐらいになっていたんですけれども、大体2回の接種となっていたのが1回になったりして、数がふえてはいないんですけれども大分回るようになったということで、今現在では前倒しでやっているところです。確かに、だれでも一遍に打てれば感染は防げたんですけれども、とにかくもう数が足りない。輸入のほうもしているんですけれども、輸入のほうも重篤患者が幾らか出たということで、まだちょっと検査をしているようでございます。関連はないということなんですけれども。ですから、まず国内産が安心ですので、国内産からやっているところがございます。何回も言いますけれども、数の問題で一斉に打てないということです。

以上です。

○11番（下平力人君）

説明でよくわかりますけれども、効率的にいいますと、非常にマイナス出費、家庭の出費というのは大になってくるというふうを感じるわけですよ。ワクチンが少ないというのはよくわかりますけれども、やはりそこら辺を総体的に国も考えていただいて、できるならば1円でも安い方向で有効活用してほしいなという感じがするものですから。説明はよくわかりました。ひとつ今後はそういうことで、できれば声を大にして、今後の課題として、ことし1年で終わるといことじゃございませんでしょうから、今後もやっぱり継続した、こういう新型インフルエンザは出てくると思いますので、そういうことを含めて、ぜひともできるだけ短い期間にみんな打てるような、接種ができるようなことができればいいなというふう

に思っております。どうぞ御協力をお願いします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

ただいま議員おっしゃるとおり、国、県に働きかけながら、みんな一遍になるだけできるようお願いをしまいたいと思います。

以上です。

○9番（末次利男君）

この新型インフルエンザの件について質問いたしますけれども、先ほど来、質問もあっているようですけれども、いかんせん、やっぱりワクチンの数限られておるということで、優先接種ということが方向として示されておる中でなかなか不便を来しているという現状にあると思います。先ほど答弁の中で、一部に終息傾向にあるというお話もありましたけれども、県内もそういうふうな状況にはあると思いますが、季節性と新型をミックスしたインフルエンザが2波として来るんじゃないかということも予想をされております。そのような中で、太良病院の対応について質問させていただきますが、まず、予約から実施までどのような流れでやっていただいておりますのか、質問いたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

季節性と新型と2つあるわけですけれども、季節性につきましては、10月から始めまして、順次11月、12月までいくというような形で日程を決めておるわけです。もう11月終わりました、ちょっと日にちを私が今把握しておりませんが、12月が今度、あと1回やって季節性は終了ということになります。新型につきましては、これは日にちも調べておるんですけれども、11月2日から接種を医療従事者から始めまして、次が基礎疾患を持っておられる一般の方、その次が基礎疾患の小児、これは1歳から小学3年生ですけれども、それから元気な児童の1歳から小学3年生まで。今のところが小学4年生から小学6年生と中学1年生から中学3年生をどのように打っていかうかという段階であります。11月2日から始めまして、一応今のところ計画は12月25日まで打つということになっております。そういう方々を打つわけですけれども、あと1歳未満の保護者の方々あたりにどのように打つか。それから、小学校4年生、6年生の一般の子供にも打つということなので、それをいつするかというのが、ちょっと今、日程的に本当は年内に打ちたいという希望がこちらのほうにもあるわけですけれども、ちょっと健康増進課のほうと今話し合いをやっているところで、これにつきましては今病院に来ていただいて全部打っているわけですけれども、集団にしたほうがいいんじゃないかという話をしとったところが、きのう教育委員会関係の県のほうで話し合いがありまして、中学校については、中学校のほうから集団でどこかの施設を使って、学校のほうから要請をされた場合には、医師会あたりが対応して注射を打ちに行くと、そういうふうに

なっておるようでございます。今のところ、うちのほうでは12月25日まで順次打っていくという計画にいたしております。

○9番（末次利男君）

先ほど下平議員も質問されておりましたけれども、この優先接種の中で、いわゆる受験生とか、そういった高校、大学の受験生を優先してくれと、それはそれぞれに町民の方々も一日も早く打ちたいという気持ちはあるわけですが、しかし、その中でやっぱり数が限られているということで、なかなかざつといかんという状況だろうと思います。そのような中で、それはもう万全を期してそちらのほうで計画していただくしかなかわけですが、病院の予約の対応が、ある町民の事実ですが、受け付けに行ったら、予約に来ましたと。そいぎ、内科に行ってくれということで内科に回されて、内科で非常に対応が悪かったと。もうぎゃんとこですもんかということで、ある病院に行ったら。そいぎ親切に、「今20人ぐらいの予約者がいますので、何日時分になりますよ」と丁寧に説明をしていただいたということをお聞きして、それはもちろん本人が言ったことですから事実でしょうけれども、そういったことで、予約ですから受け付けでできるはずが、なぜ内科に回されるのかということも、ちょっとその辺も病院の対応がどのようになっているのかですね。現場は非常に混雑しているということはわかりますよ。しっかり、やっぱり一刻も早くというような状況の中で、何日でも予約に来よとですよとか、そういったことも聞くわけですので、その辺をもう少しスムーズに流すように、そして、できない場合は納得して帰っていただくような説明をちゃんとすべきじゃろうと。やっぱりそこら辺が、言いたくないですけども公立ゆえの現実なのかなという感じがするわけですので、その辺をもうちょっと再確認をしていただいて、町民1人でも、満足度のチームもあるわけですので、できんとはできんわけですから、それはもう結構ですよ。できんとはしようなか、やむを得ん。しかし、こういう事情でできませんという親切なフォローが必要であると思いますので、まだまだ続くわけですので、今後ぜひ院長のリーダーシップでその辺はぜひお願いしたいと思いますが、院長その辺、これはやっぱり院長のリーダーシップですよ。どういう流れでちゃんとするのかということとは、やっぱり気合いを入れてやってもらわんと。どうですか。

○太良病院長（古賀俊六君）

お答えします。

インフルエンザ対策については、病院挙げて全職員取り組んでいます。今言われたような事実は確認しまして、議員言われるように、私のリーダーシップが足りない面があると思いますので、確認してしっかり言われるようにやりたいと思います。

○6番（川下武則君）

実はこの基金の積み立ての件でちょっとお尋ねなんですけど、せっかくこの基金の積み立て、公共施設整備基金になっていますけど、町のほうでこれを基金のほうに取り入れた後は

自由にある程度使えるものであったら——質問になるかならないかおかしな話だと思うんですけども、実は定住促進を町がやっているんですけど、定住促進の前にまず結婚の奨励をしたらどうかと思うんです。

実は私も結婚式とかなんとかにいろいろ行くんですけど、結婚を町内でした人には300千円あげるとか、町内の式場を使ってやったら200千円補助するとか、そういうふうにして。実は私、この2年間で町内の結婚式に出たことないんですよ。町外ばかりに行っているとか。せつかく1億円も幾らもある基金を幾らかでも使えたら、そういう結婚奨励金みたいな感じでやったりとか、そういうのに使えるもんかどうかな、それをお尋ねしたいと思いますけど、どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今、確かにそういうような40代から50代の方のまだ独身がいらっしゃいますけど、今、社協のほうで婚活という形で、そういうふうな会員さんを集めてお見合いとか、あるいはイベント等々に参加して、2組ぐらいは何とかいけそうだというふうな話も聞いております。そこら付近が無事ゴールインすれば、何か奨励金をやりたいなどは考えておりますけれども。

以上です。

○6番（川下武則君）

それで、もし町内で結婚式を挙げてくれたら、それに対してもカップルの方に補助金をあげたりとかしたらいかがなもんかなというかな。というのが、本当この2年ばかり、佐賀のほうにばかり行って、地元で結婚式に呼ばれたことがないもんですから、そこら辺も有効活用ができたかどうかという思いがありましてですよ、そこら辺も幾らかでも考えてもらえたらいいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

私も何回か結婚式にお招きされて、今おっしゃるとおりですよ。町外がほとんどで、先だって先々月ですか、鹿島の方が1組太良町でしていただいたというふうな経緯がございますけれども、これもまず各式場の関係の旅館関係が、例えば、よそでばかり結婚式をする云々じゃなくして、私のほうで、もし結婚式を挙げていただければ、こういうふうな記念品を差し上げますとか、まずそこら付近の宣伝のPRというんですか、そこら辺も必要じゃないかと思っておりますけれども。それから先ですよ、今議員がおっしゃるのは。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

それでは、26ページの環境衛生費の中で、19. 負担金補助及び交付金ということで664千円今度追加補正されております。これ、説明のときに5人槽の2基分の追加というようなことを、ちょっと私メモしておるんですけど、それで間違いはないですかね。どうですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回の664千円は、5人槽2基分を増額する分の補正でございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この合併槽の推進に当たっては、ここに基金の中で下水道等事業基金というて711,858千円という基金を積み立てておるんですが、太良町はもう下水じゃなく合併槽でいくということを大体この議会でもしたと思うんですが、710,000千円という、これは単純に計算しますと、太良町があと2,000基設置するにしても1基当たり350千円強になるわけですね。それで、これはもう下水道はやらんで、この合併槽等を切りかえたのなら、この基金は利用して、なるべく太良町に早くこの合併槽が普及するような政策をやってもらいたい、できるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回、議員さんたちにも御説明しました上乘せ補助については、下水道基金を活用させていただきます、新年度からですけれども。あと、まだ710,000千円ということで基金があるじゃないかということですが、現在710,000千円の基金につきましては、竹崎の浄化槽センターの維持管理費のほうに毎年繰り越しているような状況でございます。それで、7億円の基金を取り崩しながら竹崎を維持管理していくのに、平成40年ぐらいまでは何とか維持管理できる状況ではあるんでございます。それも議員言われるように、その分を使って浄化槽の普及ということであれば、平成42年までの基金が三十五、六年か、それぐらいまで短くなりますので、その後の竹崎の浄化槽の管理について、また一般会計のほうで見ていただくような状況になるような基金ですので、その後については、また上司のほうと相談しながら基金の使い方を考えていきたいと考えています。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

補正予算書の32ページ、総務課長にお尋ねしたいと思います。この常備消防費で、説明を見ても普通交付税の消防費の単位費用確定による補正が6,847千円となっておりますが、この単位費用確定というのはどういった意味なんでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、広域の消防の負担金については、広域の中に負担金に係る各市町村の負担金割合表というのがあります。この中で、消防に関する経費については、地方交付税法第11条に規定される、それぞれの関係市町の当該年度消防費にかかる基準財政需要額のうち、非常備消防に相当する額及び同法第15条に規定する緊急業務に対して交付される特別交付税の額の合計額というのがあるんですが、この交付税の中に算定基礎の中で消防費の単位費用とい

うのがあるんですけど、それが今までは当初予算の段階ではまだわかりませんでしたので10,600円、前年度並みで計算しておりましたけれども、最終的な消防費の単位費用が確定をして、積算単価なんですけれども、これが10,600円から11千円に上がったと。この分の400円分の上積みが最終的には町の負担金として出るようになったと。広域全体で98,449千円がこの単位費用確定に伴う負担金の追加というふうになって、太良町の方は6,758千円というふうになっております。それと、あと退職手当の積立金とかありますので、そういうのを最終的に確定して6,847千円が今回の補正になっている状況でございます。

○1番（所賀 廣君）

この杵藤広域圏組合ですね、市町村で組織されていると思いますが、もちろん太良町もその中に入っているわけですが、それぞれの市町村の負担金支出によって、この消防、杵藤広域圏、運営されていると思うんですね。各市町村が、それぞれ今度みたいに補正でも上がってくる分もあるでしょうが、それぞれ負担した収支の報告といいますか、組合から各市町村への報告というのは毎年ちゃんとなされているわけですか。

○総務課長（岡 靖則君）

これについては、広域圏の組合議会がありますので、議会の中でこういう負担金とかなんとかは全部出してもらって最終的には確定をして、市町村のほうにも最終的に確定した議案等については来ております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

例えば太良町を見ても、1年間に補正前の額が約138,000千円ぐらいあるわけですが、鹿島とか塩田、嬉野、武雄あたりがそれぞれ太良よりも多いと思うわけですね。我々が見たときに、この広域圏に1億円以上のお金が負担金として出されている以上は、消防の運営に使われるでしょうけど、どういったものに使った、どういった性質のものであったというふうな知りたい面もあるわけですね。その辺が全然見えてきませんので、年に1回、こういった報告、あるいは総会あたりがあつて、こういったお金に各市町村からの負担金は使われましたというふうなわかりやすい資料等でもあるのかどうか、お尋ねしたいと思うんですけどね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

広域にもこういうふうな予算書等も決算書等もありますので、それで最終的な内容は確認できるかと思っておりますので、それでまず把握をしてもらいたいと思っています。今回、広域のほうも、これは補正後で2,057,000千円程度の最終的な補正が確定しておりますけれども、この費用の今回の負担金の中身についても一応予備費のほうに入れてありますけれども、最終的には2月の議会が広域圏はありますので、その費用の使い道についても広域の議会でも

た検討されるんじゃないかと思っております。

○9番（末次利男君）

先ほどの常備消防の単位費用のことで質問いたしますけれども、いわゆる基準財政需要額の中の単位費用が400円、10,600円から11千円に上がったという説明ですけれども、これは消防に限ったものなのか、基準財政需要額の中ではいろんなことがあるわけですが、消防費に限って単位費用が上がったのか、全体が上がったのか。もし全体が上がったとすれば、どこにどのような単位費用の上がりが見受けられるのか、質問いたします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

普通交付税の中では単位費用に測定単位があって、人口とかいうので需要額をそれぞれ算定するわけですが、前年度と今年度の比較表というのをちょっと今手元に持ってきておりませんが、それぞれ減ったりふえたりですね、毎年減ったりふえたりということで単位費用は増減をいたしております。

以上です。

○9番（末次利男君）

詳細については結構ですので、総額調整の中で消防費だけふえたり減ったり、それはわかりますけれども、総額は上がっていないわけですね。消防だけが上がっているという意味ですか。ふえたり減ったりという意味の中では、消防はふえて、ほかんとは削られているよと、単位費用がですね。そういうことがあれば。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

消防にかかわらず、ほかの学校とか人口に対する総務費的な算定の基礎だったりとか、いろいろ測定単位が項目ごとにございますけれども、その項目ごとにそれぞれふえたり減ったりしているということで、消防費だけがふえたとか、そういう意味ではございません。

以上です。

○12番（木下繁義君）

13ページの衛生費の県補助金についてちょっとお尋ねします。

この自殺対策緊急強化基金事業費の補助200千円とありますが、これについての内容説明を求めます。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

13ページの自殺対策緊急強化基金事業費補助金ですけれども、これは10分の10の補助でございます。支出のほうの25ページをごらんください。25ページの保健衛生総務費の需用費のところ、消耗品費として200千円計上いたしております。これは、全国自殺者がもう10年

連続して3万人を突破しているということで、緊急に国としても自殺対策をせんといかんということで、この基金事業が始まりました。それで、佐賀県のほうも全国では4番目に自殺率が高いと。なおかつ太良町につきましても、1998年から2002年までは、県下ナンバーワンと言うたらおかしいですけれども、一番自殺率が多かったということで、モデル事業が始まりました。うちとしてもこの対策をしたいということで手を挙げまして、この10分の10の補助で対策をするということで、内容といたしましては、心といのちの文庫事業と申しまして、県が推奨する本がございます。その本を町内の図書館、あるいは大橋記念図書館とか、支所とか、各小・中学校のほうに購入をいたしまして、これ、いい本でございますので読んでいただいて、少しでも軽減につながればと思ひまして、今回実施するようにはいたしております。なお、来年もちょっと額は大きくなりますが、一応またこの対策事業を行う予定をいたしております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

この「心といのち」という本ですか、これは読まれた人は非常に感銘を受けられると思いますが、やはり先ほど担当課長が申されましたように、3万人から超す自殺者が出ているというのは現実でありまして、やっぱり若い人が突然の自殺ということですね。これには本も大事でしょうけど、例えば、役場に悩み相談と申しますか、そういった考え方はございませんでしょうか。お尋ねします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

町としましても、健康増進課のほうでも相談事業を実施いたしております。それで年間10回の予算を計上いたしまして、友朋会のほうから先生に来ていただいて、一応家族から要請があれば、その中で家族並びに本人を連れてきていただいて、その症状等を診るということでやっております。ただ、決算委員会の中でも議員のほうから意見等が出ましたが、人権等の問題もありまして、家族が連れてくる分にはよかたですけれども、どうしても家族がいないで周りが心配をされるという方も結構多うございますので、その点は民生委員とか、それから区長さん、地域の住民の方から情報をいただいて対応をするようにはいたしておりますが、ただ、ちょっと病院の先生が来んさっけんが受けてくださいとは、なかなか個人的には言えませんので、今のところは家族の相談にはちゃんと応じるようにはいたしております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

やっぱりこの相談事業をされているということでございましょうが、相談に来られるような心境であれば、なかなか自殺までに発展しないというような状況でなかろうかと思ひます。ここもありまして、やっぱり人権の問題もありまして、はたから金銭的に悩まれている状況

もわかっても、なかなか手助けができないような状況ですたいね。そこで、町のほうから金銭、その他の悩みについてのアドバイスといたしますか、内密にお受けしましょうというような、そういう相談コーナー的なPRはできんもんでしょうかね。ちょっともう1点お尋ねします。

○健康増進課長（松本 太君）

一応、町のほうでは人権の相談とか常時やっております。これは広報紙にももちろん載せておりますが、今言われたように精神的な問題で相談に来られたりとかいうのは、ちょっと情報が漏れたらいかんということで、内密にしていかにやいかんというところがあります。

それから、お金ですね、お金がちょっとないという相談に関しましては、常時、町民福祉課のほうで、生活保護関係もございますので、いつ来られても町のほうでは対応をいたしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○8番（久保繁幸君）

26ページ、塵芥処理費の件でお尋ねしますが、先ほども杵藤広域圏の組合のほうの負担金で上がってありましたごみ処理センターの301千円、負担金の増額はどのような負担額でしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

ごみ処理センター負担金ですけれども、これは実際のごみを持って行った量で割り返しますけれども、今回301千円ほどの不足が出る見込みで補正をお願いしております。それで、1月、3月分については、新年度でまた調整するようなシステムといたしますか、そういった方式で毎年行っているような状況でございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

そしたらば、当初予算31,320千円ですか、その予算は前年対比の見込みで予算立てされているんですかね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

そのようで結構でございます。

○8番（久保繁幸君）

そしたらば、今この増額301千円、今後もし少なかった場合は返金という問題が起きるんですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

その部分が、平成22年度の負担金の減額というような形になると思っております。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第78号 平成21年度太良町一般会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第9 議案第79号

○議長（坂口久信君）

日程第9 議案第79号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この間、一般質問のときにお伺いしたんですが、そのときに県のほうに確認してみますというお返事やったんですが、この漁業集落排水は浄化槽で処理するということが大体なっていると思うんですが、県の見解はどうやったですか、ちょっとお尋ねします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

県に問い合わせたところ、議員言われるように、同じような回答をいただきました。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、これは今後は合特法によって運営するをあれして、あくまで浄化槽法に基づいて運営されるということですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

私の一存では回答できませんので、上司と相談の上、新年度から検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○12番（木下繁義君）

3ページの事業費の減額の12千円、この説明を求めます。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

職員の給料の減額でございます。

○12番（木下繁義君）

そしたら、この竹崎の集落排水についてですけど、先ほど一般質問で牟田議員の質問に対するこの合特法について、県のほうにお尋ねしてみるというようなことやったばってん、ただいま返答をされたように、この合特法に該当しないというようなことが県の見解やったと、そういうことですね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほど牟田議員にお答えしたとおりでございます。

○12番（木下繁義君）

そしたら、この間、竹崎の今後接続されるというようなことで調査においでになったですね、竹崎の、もう1軒接続を近々にするけん、その見積もりをしてくれというようなことで。それで、前担当係長の方が前からの引き継ぎで詳しいからというようなことでおいでになったですもんね。あなたはそのときは見えとらんやったろ。あなたの下の係長と、それから前の係長じゃなかろうかと思えます。そのときでも、休憩の折に、竹崎の下水道の問題のその管理費の問題で、ちょっと雑談的にお話をしたんですが、その方もあなたが今まで力説をされていたように合特法を適用しておるからこれはどうもならんと、2人以外は加えられないんだというような説明をされとったんですよ。そいけん、その辺も、あなたは県のほう

にお尋ねになって理解をされたと思いますけど、やっぱりさっき申しましたように、前の係長もそういうふうに私たちに説明をされたので、そういったところを今後どういうふうに考えておられますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほどから申しますように、そういったことの県の報告も確認できておりますので、次からは上司と相談して、どのような対応をするかということは考えていきたいと思っております。

○12番（木下繁義君）

そういったことが、安易に思い込みで権限といいますか、主張してもらってはちょっといかなもんかと思うわけですよ。法というものは決まりですから、その辺は慎重にやっぱり取り扱っていただくということが大事だと思います。それで、県のほうに聞かれて内容は十分把握をされていらっしゃると思いますけど、農集、漁集はこの合併浄化槽以外とするというようなことでしょうか。そういうことで理解よろしいかと思いますが、いいですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

はい、そのような理解でいいと思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第79号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第80号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第80号 平成21年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

町水の問題をちょっと参考のためにお尋ねしますが、町水を使っておられるところと、そしてまた個人的に井戸を掘って、うちは井戸を使っているから水道料金は払っていないというところもあるわけですね。そういうところは、要するに一定の規定どおりの検査とかなんとかは毎回やっておられるんですかね、衛生上。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

個人で井戸を掘られる方は、私たちのほうでは完全には把握できておりません。それで水質検査等も行われているかということにつきましても何軒かは個人さんで町のほうで水質検査をするときに一緒にしてくれというような問い合わせはあって、御紹介等はしておりますけれども、井戸を持っておられる方の全戸の水質検査は全部把握できておりません。

以上です。

○10番（山口光章君）

それで通用するわけですかね。要するに、以前、例えば私の近所は昔漁業をされて、ノリ業者の人がおって、各家庭どこでも井戸を掘っておるわけですよ。それを使うとるわけですよ。だから、月番の方々が、例えば水道料金をもらいに行くときに、うちは井戸やっけん払わんちゃよかけんと。これはいつ検査をされて今までなっておるのかと、そういうところがぼちぼちあるわけですよ。昔、ノリの養殖漁業をされとって、今やめられたところはみんなそういうところがあるわけでもんね。だから、それは見逃しておるわけですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

見逃しているというような、そういう意味ではなく、個人さんが井戸を掘って、それを自分たちで飲料水に使うということであれば、私たちのほうが管理できる範囲ではありませんので、個人の方で水質検査等も行ってもらいたいとは考えますけど。

以上です。

○10番（山口光章君）

そしたら、太良町の場合は、それにはもう関係ないと、個人的にしてくださいということですか。はい、わかりました。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この歳出のところで事業費、補正額がマイナスの3,812千円となって、予備費のところは3,183千円になっている、この1千円の違いは何でしょう。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

3 ページのところよろしいでしょうか。3 ページの事業費は3,183千円ですね。それと……（「わかりました」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい、いいです」「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第80号 平成21年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第81号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第81号 平成21年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第81号 平成21年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第82号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第82号 平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）についてを

議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

病院の4ページなんですが、この材料費の中で2番の診療材料費25,000千円、これは診療材料というふうに書いてありますが、これは材料費だけで25,000千円という意味ですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

診療材料費とは、手術の材料、それから日々の外来のガーゼとか、いろんなものがありますけれども、その材料費ということでございます。

○1番（所賀 廣君）

機械類は一切入ってなくて、投資的なものじゃなくてすべてが材料費ということなんでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

そのとおりでございます。

○8番（久保繁幸君）

そしたら、その材料費で25,000千円の増加ということでございます。前年対比でどれくらいの増になって、収入増はどれだけぐらいになっておりますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

決算額が前年度は約45,000千円ですけれども、今年度一応の見込みは60,000千円程度になる予定をしています。ちょっとお待ちください。ことしは、一応材料費としては年間の所要額が67,000千円程度になる予想を立てております。

○8番（久保繁幸君）

それでは決算のほうで45,000千円、見込みで60,000千円ということで25,000千円の増額であって、これは赤字でしょう。赤字じゃないんですか。それで、手術件数はどれぐらいふえているのかお伺いいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

材料費はすべて病院の請求額に含まれてしまいますので、それを使えば、必然的に病院の収入につながるという構造になっています。特に今回これだけふえたというのは、手術におけるひざ関節とか、それから股関節の手術が、特に股関節等につきましては、1件の手術でその材料代が1,000千円、1,031,032円とか、1,010千円とか、それぐらいかかるんですよ、ここの股関節を手術するときですね。材料代がそれだけかかりますので、その手術で入って

くるのは、1,000千円かかったときは1,400千円ぐらいの収入があると。差し引き400千円の収益が上がると、そういう形になっておりまして、ことしは去年の11月段階で、ひざとか股関節合わせて7件だったのが、本年度につきましては、もう既に24件上がっておりますので、単純に去年の7件を24件から引きますと17件ぐらい多いということで、それだけでも17,000千円は多くなっているということでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第82号 平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第13. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付をさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定しました。

日程第14 意見書第3号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 意見書第3号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第3号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決をいたします。

意見書第3号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

日程第15 意見書第4号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 意見書第4号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第4号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明をいたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決をいたします。

意見書第4号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

日程第16 意見書第5号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 意見書第5号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第5号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明をいたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決をいたします。

意見書第5号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

この際申し上げます。今定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他、整理に

要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

今期定例会は12月8日開会以来、本日まで8日間にわたり町政当面の諸議案を審議してまいりました。会期は12月16日までとなっておりますが、本日をもって閉会になり、特に緊急案件がない限り、平成21年の納めの町議会となりますので、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、町長並びに町執行部の皆様方には、厳しい自治体運営を強いられる中、英知を結集し、また地域住民の皆様の声に耳を傾けながら、持続した行政を推進するため日夜努力され、町民の福祉と生活の安定のために業務に精励されましたことに対し、感謝を申し上げます。

ことしを振り返りますと、昨年の世界的な金融危機により国内の経済の悪化はいまだその改善は見出せずに先の見えない状況にあり、太良町においても基幹産業である第1次産業の低迷で大変厳しい状況に置かれていることを憂慮しているところであります。

政治上では、今年8月の衆議院総選挙でこれまでの自民党政権から民主党政権への政権交代という大きな変化の年ともなり、新たな政府の動向に目が離せないところであります。

また、ことし発生した新型インフルエンザは国内感染が広がり、太良町においても現在、小学生を中心に感染者が増大し、学級閉鎖になるなど、まだまだ予断を許さない状況であります。そして、議員各位には町民の代表として、終始極めて熱心に愛町精神を持って本町の発展と町民福祉の向上のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。

なお、私ごとで恐縮でございますが、この1年議長として無事務め上げてきたのか、甚だ疑問でいっぱいでございますが、これからもなお一層の精進を重ね、皆様方の御協力を得ながら務めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

どうか皆様方にはくれぐれも御自愛くださいませ、無事越年され、御多幸な新年を迎えられますようお祈りを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

これもちまして、平成21年第6回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。

午後1時25分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 山 口 光 章